

群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な 管理等に関する規則の制定について

1 制定理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正（第7条）を受けて、文部科学大臣が策定した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）では、「第4 服務監督教育委員会が講ずべき措置」として「本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めること」とされ、さらには「第5 留意事項」として、「都道府県〔略〕においては、〔略〕服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずる」とされている。

国指針の上記「第5 留意事項」を受け、群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年県条例第57号）が改正され、「教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他〔略〕教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、〔略〕教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。」と規定された。

本規則は、国指針及び上記条例改正を受け、教育職員の在校等時間の上限等に関する具体的な方針等を教育委員会規則において定めたものである。

2 制定内容

国指針及び改正された群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例に基づき、教育職員のいわゆる時間外勤務について、月45時間、年360時間の上限及び特別な事情等により業務量が突発的に増加した場合の上限の特例等を定めたもの。

3 施行期日

令和2年4月1日